



## Volume License Agreement

関連するドキュメントとともにソフトウェア・ダウンロードページに記載されたソフトウェア・プログラム（以下「本ソフトウェア」という）は、FileMaker, Inc. および/またはFileMaker International（以下、総称して「FMI」という）からソフトウェア・ダウンロードページに記載されたライセンシーに対して、本 Volume License Agreement（以下「本ライセンス」という）の条件に基づいた使用のみを目的として、販売されるのではなく、ライセンスされるものである。ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、アクセスしたり、またはその他の方法で使用したりすることにより、本ライセンスの条件に従う義務があることに同意するものとする。ライセンシーが本ライセンスの条件に同意されない場合は、ライセンシーは、本ソフトウェアをインストールしたり、コピーしたり、ダウンロードしたり、使用したり、本ソフトウェアにアクセスしてはならず、速やかに FMI に書面で通知するものとする。

### 1. ライセンス

- (a) **ライセンス総則**：該当する料金の全額の支払いがなされた上で、且つ本ライセンスの規定に従うことを条件として、FMI はライセンシーに対し、本ソフトウェアの正確なコピーを、オブジェクトコードの形態にて FMI の契約システムに指定されたライセンスカウント数を上限として作成し、各コピーを、ライセンシーが所有又はリースしているコンピュータ 1 台に 1 部ずつインストールし、これを使用する、非独占的、永続的（本契約第 7 条に基づき契約が終了された場合を除く）且つ譲渡不可能なライセンスを付与する。「ライセンスカウント」とは、FMI の契約システムで提示されているとおり、(i) 使用許諾された本ソフトウェアのコピーの数及び (ii) ユーザ接続モデル又は同時接続モデルに基づいて FileMaker Server への接続が認められたユーザの数の両方を指す。FileMaker WebDirect、FileMaker Pro（ユーザ接続用）及び FileMaker Go クライアント（以下、総称して「クライアント」という）は、FileMaker Server にアクセスするために、追加のコンピュータまたはデバイス上で使用することが可能であるが、FMI の契約システムで提示されるライセンスカウント数を超えてはならない。ライセンシーがユーザ接続モデルに基づいて FileMaker Server へのアクセスを購入する場合、ライセンシーは FileMaker Server にアクセスする個々のユーザごとに別々のアクセスを購入しなければならない。ライセンシーが同時接続モデルに基づいて FileMaker Server へのアクセスを購入する場合、ライセンシーは FileMaker Server にある時点で同時に接続することができるユーザの上限数に応じて個々のアクセスを購入しなければならない。各ユーザは一度に 1 つのクライアントのみを使用して FileMaker Server に接続することができる。FileMaker WebDirect については、複数の Web ブラウザや複数のタブを開いてそれぞれ FileMaker Server に接続した場合、各 Web ブラウザタブは別々のクライアントとして計算される。1 人のユーザが 1 つのクライアントを使用して複数の FileMaker Server にアクセスする場合、ユーザ接続は当該ユーザがアクセスする各 FileMaker Server ごとに要求される。
- (b) **エンドユーザライセンス契約**：本ソフトウェアと共に示されるエンドユーザライセンス契約（以下、「エンドユーザライセンス契約」という）の契約条件が、本ライセンスに基づき使用される本ソフトウェアの各々のコピーの使用に適用されるものとする。但し、エンドユーザライセンス契約は、本ソフトウェアに追加ライセンスを付与するものではない。
- (c) **アップグレード及びアップデート**：本ソフトウェアがアップグレード又はアップデートとしてライセンスされる場合、ライセンシーは同じソフトウェアの有効にライセンスされたバージョンにとり代わるものとしてのみ、本ソフトウェアを使用することができる。ライセンシーは、アップグレード又はアップデートが本ソフトウェアに対する第二のライセンスを付与するものではないことに同意する（即ち、ライセンシーは、このアップグレード又はアップデートによって取り替えられる本ソフトウェアに加えてこのアップグレード又はアップデートを使用してはならないし、アップグレード又はアップデートによってとり換えられる本ソフトウェアを第三者に譲渡してはならない）。
- (d) **教育**：日本においては、本ソフトウェアが教育用ディスカウント価格でライセンスされた場合には、FMI 又はその子会社が教育用ライセンス対象教育機関として定義する教育機関に在籍する学生・生徒・教職員のみが教育上の目的のみに本ソフトウェアを使用することができる。

### 2. 制限 個別の EULA に記載の制限に加え、下記の制限が適用されるものとする。

- (a) その他の制約：ライセンシーは、本ソフトウェアのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルすることは、適用される法律により明示的に許可されている場合を除き、認められていないことを確認する。ライセンシーは、本ソフトウェアの全体又は一部を改変、翻案、翻訳、レンタル、リース、貸与、または本ソフトウェアの全体又は一部を基にして二次的著作物を作成することはできない。
- (b) 使用制限：本ソフトウェアは、原子力施設の運用、航空機の運航、通信システム、航空管制の運用、生命維持機器またはその他本ソフトウェアの動作不良が死亡、怪我又は重大な物理的又は環境的損害につながる恐れのある環境において使用されることを予定したものではない。
- (c) 譲渡制限：ライセンシーは FMI からの事前の書面による同意なしに、本ライセンスに基づくライセンシーの権利を移転又は譲渡してはならない。

### 3. メンテナンス・ソフトウェア

(a) 定義：

- (i) 「メンテナンス・ソフトウェア」には、アップグレードとアップデートの両方が含まれる。
- (ii) 「アップグレード」とは、ファンクショナリティの追加とパフォーマンスの強化の両方またはいずれか一方を通じての既存の製品の改良を意味する。アップグレードであることは、その製品のバージョンナンバーの小数点の左側または右側の数字の変更により特定される（例：FileMaker Pro 7.0 から 8.0 へのアップグレード、またはバージョン 5.0 から 5.5 へのアップグレード）。
- (iii) 「アップデート」とは、修正を含むバグ・フィックスアップデート、仕様との一致を維持するための互換性アップデート、および特定の標準との相互利用のための標準互換性アップデートを意味する。アップデートであることは、「v」の右側の数字の変更により特定される（例：FileMaker Pro 8.0v2）。アップデートは、一般的には電子的ダウンロードの形態でしか提供されない。

- (b) **メンテナンス・ライセンス**：本ライセンスの一部として、本ソフトウェアを使用できるライセンシーの権利は、ソフトウェア・ダウンロードページに記載された本ライセンス契約発効日とメンテナンス期間満了日との間（以下「メンテナンス期間」という）に商業的にリリースされる「メンテナンス・ソフトウェア」にも及ぶものとする。FMI は、当該期間内に「メンテナンス・ソフトウェア」が商業的にリリースされた場合、そのマスター・コピー 1 部をライセンシーに提供する。

- (c) **制限及び権利否認**：一定の顧客又は一定のマーケットセグメントのために作成される「メンテナンス・ソフトウェア」とは異なる名称の製品や「メンテナンス・ソフトウェア」の特別バージョンが、たとえ類似する特徴又は機能を有していようと、「メンテナンス・ソフトウェア」に対するライセンシーの権利は、このような異なる名称の製品や特別バージョンを取得できる権利を、決してライセンシーに付与するものではない。各種の製品が、スペシャル・プロモーションとして、異なるコンフィグレーションで、小売その他の販売経路において適時提供されるかもしれないが、それらは、FMI による独自裁量に基づく場合を除き、メンテナンス・ソフトウェアとして提供されることにはならない。

「メンテナンス・ソフトウェア」は、あくまで FMI 及びそのライセンサーが自己の独自裁量に基づき、開発されたりリリースされるものである。FMI 及びそのライセンサーは、「メンテナンス・ソフトウェア」を、そのメンテナンス期間中に開発したりリリースする旨の保証又は表明を行うものではない。また、FMI 及びそのライセンサーは、「メンテナンス・ソフトウェア」が商業的にリリースされたあと、ライセンシーに対して「メンテナンス・ソフトウェア」を特定期間内に提供する旨の保証を行うものでもない。

4. **所有権** ライセンシーは本ソフトウェアが記録された媒体を所有するが、ライセンシーは、本ソフトウェア自体の所有権は FMI とそのライセンサーが所有することを認める。FMI は、ライセンシーに明示的に付与されている権利以外のすべての権利を留保する。付与された権利は、本ソフトウェア上の FMI およびそのライセンサーの知的財産権に限られ、その他の特許権または知的財産権は含まれない。

### 5. 限定保証

FMI は、本ライセンスの購入日から 90 日の期間、FMI が提供する本ソフトウェアが、FMI から入手することができる本ソフトウェアの公表された仕様に実質的に合致することを保証する。上記の限定保証に違反した場合の FMI の全責任及びライセンシーの唯一かつ排他的な救済手段は、FMI の選択により、記憶媒体の交換、購入代金の返還又は本ソフトウェアの修理若しくは取替のいずれかとなる。

この限定保証は、FMI 及びそのライセンサーの行う唯一の保証であり、FMI 及びそのライセンサーは、本ソフトウェア及びその付随する文書に関する市販性、品質適合性、及び/又は特定目的適合性を含むがこれらに限定されない、その他一切の明示又は黙示の保証及び条件を（付随的か法令に基づくかどうか

かに関わらず) 明示的に否定する。更に、本ソフトウェアのライセンスの娯楽性の妨害がないこと、本ソフトウェアが第三者の専有権を侵害しないことに関する一切の保証はないものとする。FMI は、本ソフトウェアの操作が中断されることなく若しくはエラーを生じることなく行われること、又は本ソフトウェアの瑕疵が修正されることを保証するものではない。FMI 又はその授権された代表者により提供された口頭・書面による情報又は助言は、保証を成立させるものではない。一部の法域では黙示の保証又は条件の除外又は制限を認めていないため、上記の制限はライセンスに適用されない場合がある。本5条に基づく、免責条項及び限定保証は、取引以外の方法で本ソフトウェアを取得した消費者の法定の権利に影響を及ぼす、または損ねるものではなく、また FMI の過失による死亡または人身傷害に対する責任を制限するものではない。

## 6. 救済及び損害金の除外及び制限

(a)除外：FMI、その親会社、子会社、又はこれらのもののライセンサー、取締役、役員、従業員もしくは関連会社は、予測可能であったかどうかに関わらず、本ソフトウェア又は付随する文書の使用または使用不能により生じたかを問わず、ライセンスに対し、いかなる派生的損害、付随的損害、間接損害および特別損害（営業利益の損失、事業の中断、企業情報の損失などによる損害を含むがこれらに限定されない）又は、事業、営業利益、事業収入の直接的損失についても、責任を負わない。このことは、クレームの根拠（契約、過失その他の不法行為や法令に基づくか、その発生原因）をも問わず、FMI 又は FMI の代表者がこうした損害発生の可能性について知らされていた場合も同様とする。

(b)制限：上記の6(a)条にて除外されていない原因（契約、過失又はその他の不法行為、法令に基づくかその他発生原因を問わず）から生じる損害に対する FMI の責任の総額は、当該損害の原因となったソフトウェアに対して支払われた金額を超えることはないものとする。両当事者は、これら救済及び損害金の制限規定が、いかなる保証救済の本質的目的からも独立して履行され、例えその目的を果たせない場合でも有効に存続することに同意する。本制限は、適用法にて当該責任を負うことを求められる場合はその範囲内に限り、FMI の過失による死亡または人身傷害には適用されない。一部の法域では、派生的損害又は付随的損害に関する責任の除外又は制限が認められていないため、本6条の責任の制限は、ライセンスに適用されない場合がある。本ライセンスは、取引以外の方法で本ソフトウェアを取得した消費者の法定の権利に影響を及ぼす、または損ねるものではない。

7. 終了 ライセンサーが本ライセンスに違反し、かかる契約違反が、FMI からの書面による契約違反の通知を受領したあと 30 日を過ぎてなお継続する場合、FMI は、ライセンスに書面で通知することにより、本ライセンスを終了することができる。この場合、本ライセンス及び本ライセンスに基づきライセンスに付与された全ての権利は直ちに終了する。ライセンスは、FMI に書面で通知することにより、いつでも本ライセンスを終了することができる。本ライセンスがいかなる形で終了した場合、ライセンスは、本ソフトウェアの全てのコピーを速やかに FMI に返却するかあるいは本ソフトウェアのコピーを全て既に破棄したことを書面をもって確認せねばならないものとする。本契約第2条、4条、5条、6条、7条及び8条は、本ライセンスの終了後又は本ライセンスが解除された後も存続するものとする。

8. 輸出管理 お客様は、アメリカ合衆国の法律およびソフトウェアが取得された国の法律が認めている場合を除き、ソフトウェアを使用または輸出もしくは再輸出することはできません。特に、例外なく、ソフトウェアを、次のいずれの者に対しても、輸出または再輸出を行うことはできません。(a) アメリカ合衆国の通商禁止国 (b) アメリカ合衆国財務省の特別指定国リスト(list of Specially Designated Nationals)またはアメリカ合衆国商務省の拒否人名リスト(Denied Person's List or Entity List)上の一切の者。ソフトウェアを使用することにより、お客様は、上記国家に住居を定めていないこと、あるいは上記リストに該当するものではないことを表明および保証するものとします。また、お客様は、お客様がアメリカ合衆国の法律で禁止されている目的でソフトウェアを使用しないことに同意していただいたものとし、当該目的にはミサイル、核、化学兵器もしくは生物兵器の開発、設計、製造または生産を含みますがこれらに限定されません。

9. 一般条項 本ライセンスが購入された国に FMI の子会社がある場合、本ライセンスは FMI の子会社のある国の法律に準拠し、それに基づいて解釈されるものとする。そうでない場合、本ライセンスはアメリカ合衆国及びカリフォルニア州の法律に準拠し、これに基づいて解釈されるものとする。両当事者は、国際商品売買契約に関する国連協定（1980）(United Nations Convention on Contracts for International Sale of Goods (1980))（改正を経たもの）は本ライセンスに適用されないことに同意する。本ライセンスは、本ライセンスの条件に基づいてライセンスを付与された、本ソフトウェアについての両当事者間における合意のすべてを構成するものであり、本主題に関する事前または同時の合意、協定および理解に優先する。本ライセンスは、それらの条件が FMI の正式に授権された代表者が書面によって明確に同意しない限り、ライセンスの注文書又はその他の部分、もしくは黙示の商習慣又は取引の過程に含まれる又は言及されるその他の条件に優先する。矛盾する規定は、本ライセンスによって除外又は消去される。ライセンスは、FMI によってなされた表明に依拠したことを確認し、同意する。ただし、本ライセンスのいずれの条項も、不正に行われた表明に対する損害を制限または除外するものではない。本ライセンスの修正又は変更は、FMI にて書面にて署名されない限り、拘束力がないものとする。本ライセンスのある規定が、管轄権を有する裁判所によって法律に違反するとされた場合、かかる規定は許可される最大限度まで履行されるものとし、本ライセンスのその他の規定は、完全な効力をも

って存続する。FMIによる権利行使又は救済の不履行又は履行の遅延は、明確な書面による通知のない限り、当該権利の放棄を構成するものではない。FMIが権利行使又は救済の1つ又は部分的に履行したとしても、当該行為は、その他の権利又は救済を放棄すること又は更なる権利行使を除外するものではない。1995年12月1日又はそれ以降に発行された要請に従って、アメリカ合衆国政府に提供されたソフトウェアはすべて、本ライセンスに記載された商業上の許諾権及び制限を付して提供される。1995年12月1日より前に発行された要請に従って、アメリカ合衆国政府に提供されたソフトウェアはすべて、規定通りに、FAR, 48 CFR 52.227-14(JUNE 1987)又はDFAR, 48 CFR 252-227-7013(OCT 1988)の制限付き権利に基づき提供される。

JP VLA 041916